

日向市人事行政の運営等の状況の公表について

日向市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、以下の事項を報告します。

令和8年9月18日

日向市長 西 村 賢

第1 人事行政の運営の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況・職員数

令和7年4月1日職員数 594 名

令和7年度 採用者 30 名

令和7年度 退職者 30 名

※『日向市の給与・定員管理等について』として別添有

(2) 障がいがある職員の任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年6月1日時点で障がいがある職員の任免に関する状況を報告することとなっています。

この報告では、対象となる職員の範囲について、期間の定めなく任用されている職員のほか、任期を定めて任用される非常勤職員等を含めます。また、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の職員については、人数のカウント方法が1人をもって0.5人とカウントされます。

上記の方法に基づいて、令和7年6月1日時点の障害者任免状況については以下のとおりです。

(ア) 算定の基礎となる職員数 826.5 人

(イ) 障がいがある職員数 24.0 人

(ウ) 実雇用率 2.90%

(エ) 法定雇用率(2.8%)を達成するために採用しなければならない職員数 0 人

2. 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の目的

「職員一人ひとりの能力を高め、組織力を強化することで、質の高い住民サービスを提供する」ことを目的として、平成28年度から人事評価制度を導入しています。

人事評価により、職員が自身の強みや弱みに気づき、自発的な能力開発に取り組むための機会を提供します。

(2) 人事評価の評価期間

評価期間は、能力評価・業績評価ともに、4月1日から翌年3月31日までです。

(3) 人事評価の実施方法

人事評価は、『能力評価』と『業績評価』の2種類を実施します。

職責によって求められる能力等が異なるため、職位ごとに能力評価の基準が異なります。

評価の種類	評価の内容
能力評価	評価期間において、職員（被評価者）がその職務を遂行する過程で発揮した能力・意欲等の行動状況の評価します。
業績評価	評価期間中に、職務・職責上で要請される目標や成果に関する達成について、結果の状況や度合を評価します。

（４）対象者

人事評価の対象者は、一般職すべての職員です。

（５）評価結果の活用

評価結果は「昇給」や「勤勉手当」、「昇任、昇格」などの処遇反映に活用します。

また、適材適所の人員配置や個々に応じたキャリアパスの提案など、人事管理の基礎として人材育成に生かしています。

３．職員の給与の状況

職員（市長、市議会議員等の特別職を除く。以下同じ。）の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業従事者の給与などを考慮して定めることとされており、人事院勧告などを基に、県や他の地方公共団体との均衡も考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

※『日向市の給与・定員管理等について』として別添有

４．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員の間には権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

一般的な職員の勤務時間は次のとおりです。

１週間の 勤務時間	１日の 勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間 45分	7時間 45分	8時 30分	17時 15分	12時から 13時

５．職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

（１）分限処分の状況（令和７年度）

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 及び第28条第2項第1号	0	0	29		29	
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0	

職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			0	0	0	
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項			0	0	0	
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者							0
合 計		0	0	29	0	29	0

- ・同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
- ・休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分の状況（令和 7 年度）

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反した又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0
合 計		0	1	0	0	1

6. 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、職務上の制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、さらに制度の趣旨を徹底させるため、公務員倫理に関する研修を実施するほか、適宜機会をとらえて必要な指導徹底の通知を行い、適切な処理を行っています。

なお、公益通報制度による内部通報の件数は 0 件でした。

7. 職員の研修の状況

日向市職員人財育成・確保基本方針に基づき職員研修を実施することにより、広い視野と豊かな見識を持ち、行政需要を的確に捉え、積極的に対応できる職員が育成され、市民サービスの向上が図られるとともに、市民満足度の高い行財政運営を目指しています。

[主な研修として]

- ・ 外部講師を招聘しての研修（人事評価制度、コンプライアンス研修など）
- ・ 人権・同和問題研修（講演会、人権講座など）
- ・ 宮崎県市町村職員研修センター（階層別研修、能力開発研修、専門実務研修など）
- ・ 研修施設等派遣（日本経営協会、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所など）
- ・ その他（メンタルヘルス研修など）

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法において、職員の公務能率を維持・促進することを目的に、福利厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度の実施が義務づけられています。

また、労働安全衛生法において、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することが定められています。

※『職員の福祉及び利益の保護の状況』として別添有

9. 職員の退職管理の状況

本市を退職した職員の再就職に関し、その状況を公表することにより、再就職の透明性及び市民からの信頼の確保を図るため、次のとおり令和7年度に退職した職員の再就職状況を公表します。

区 分	人 数
(1) 令和7年度退職者数	30 名
(2) (1)のうち管理職退職者の数	8 名
(3) (2)のうち再就職した者の数	5 名

※管理職退職者の再就職先は別添のとおり。

第2 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものです。

令和7年度は、前年度からの係属案件、新たな措置要求ともにありませんでした。

2. 不利益処分に関する審査請求の状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、判定を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものです。

令和7年度は、前年度からの係属案件、新たな審査請求ともにありませんでした。

3. 職員からの苦情相談の状況

この制度は地方公務員法第8条第2項の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に応じ、指導、助言等必要な措置を行うものです。

令和7年度は、苦情相談はありませんでした。

日向市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

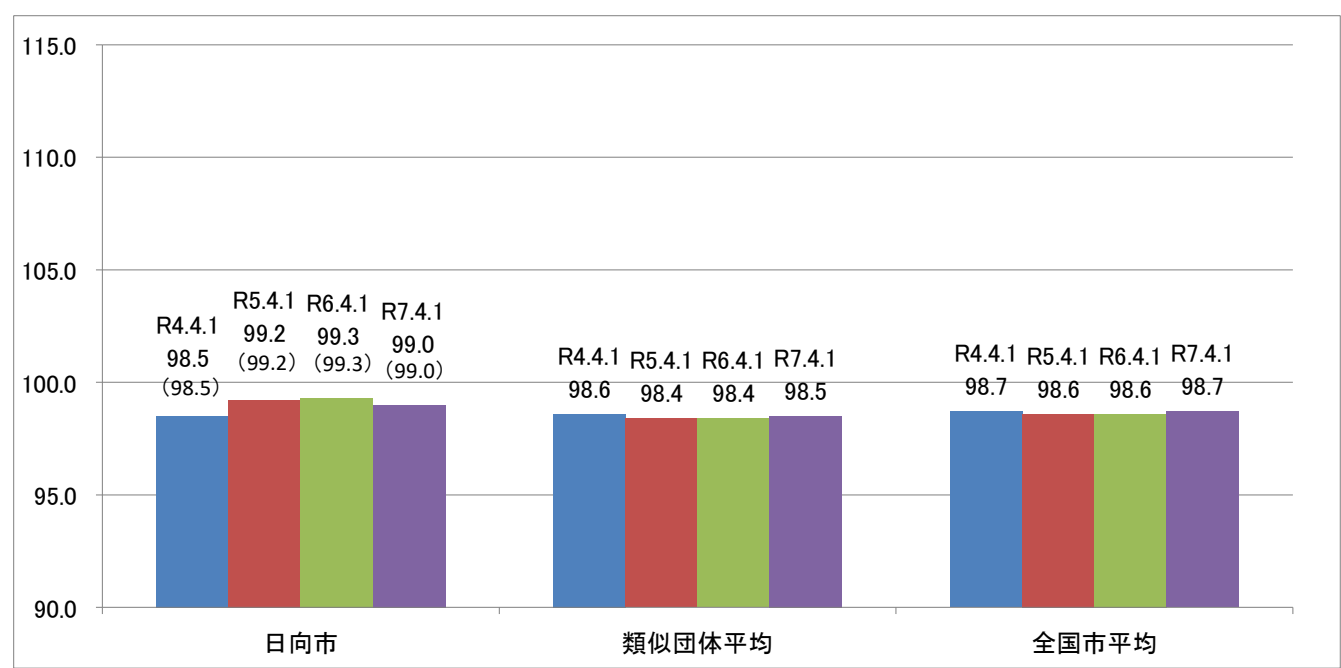
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6 年度	人 57,847	千円 35,179,054	千円 647,862	千円 5,475,738	% 15.6%	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6 年度	人 542	千円 2,129,129	千円 381,971	千円 862,802	千円 3,373,902	千円 6,225	千円 6,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

実施内容（実施時期 平成27年4月1日、国の給料表の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ、若年層については据え置き。高齢層については最大5.5%引下げ、激変緩和のため、令和3年3月31日まで経過措置（現給保障）を実施。）

②地域手当の見直し

〔実施〕

（支給割合）国基準20%に対し、日向市においては16%（医師）を支給。

（支給時期）平成27年度より16%の支給を実施。

（参考）

	平成26 年度の 支給割 合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合	令和5 年度の 支給割 合	令和6 年度の 支給割 合	令和7 年度の 支給割 合
		4月1 日時点	遡及 改定後										
国基準によ る支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
本市の支給 割合	0%	0%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

- 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
- 国、県、他の地方公共団体との均衡などを踏まえ、給与の適正化を図るために給料の1%減額を令和4年6月まで実施。（平成30年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	41.4 歳	320,714 円	375,362 円	344,959 円
宮崎県	42.2 歳	320,500 円	388,111 円	344,893 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	50.7 歳	39 人	350,472 円	375,590 円	361,728 円
うち 清 掃 職 員	48.0 歳	11 人	308,273 円	336,696 円	317,500 円
うち 学 校 給 食 員	—	—	—	—	—
うち 学 校 技 術 員	56.1 歳	11 人	378,682 円	393,979 円	383,636 円
宮崎県	—	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	51.8 歳	19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
日向市	—	—	—	—
うち 清 掃 職 員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.05
うち 学 校 給 食 員	—	—	—	—
うち 学 校 技 術 員	用務員	50.0 歳	217,700 円	1.81
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
日向市	—	—	—
うち 清 掃 職 員	5,305,266円	4,457,900円	1.2
うち 学 校 給 食 員	—	—	—
うち 学 校 技 術 員	4,537,528円	3,009,100円	1.5

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	41.2 歳	275,362 円	344,959 円	288,063 円
宮崎県	—	—	—	—
国	41.3 歳	364,188 円	—	442,129 円
類似団体	37.0 歳	297,804 円	381,320 円	323,836 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	43.3 歳	320,628 円	365,417 円	338,250 円
宮崎県	—	—	—	—
国	48.2 歳	333,346 円	—	375,323 円
類似団体	40.1 歳	318,223 円	383,286 円	340,265 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	37.4 歳	300,090 円	344,940 円	316,494 円
宮崎県	—	—	—	—
国	44.2 歳	346,980 円	—	395,165 円
類似団体	37.7 歳	297,258 円	340,142 円	319,521 円

⑥消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	38.9 歳	321,230 円	384,409 円	346,710 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.6 歳	317,357 円	396,446 円	355,150 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		日 向 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	大 学 卒	220,000 円	—	—
	高 校 卒	188,000 円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	220,000 円	—	—
	高 校 卒	188,000 円	—	—
福祉職	大 学 卒	225,600 円	—	—
	高 校 卒	—	—	—
消防職	大 学 卒	225,600 円	—	—
	高 校 卒	194,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,817 円	— 円	384,600 円	400,643 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

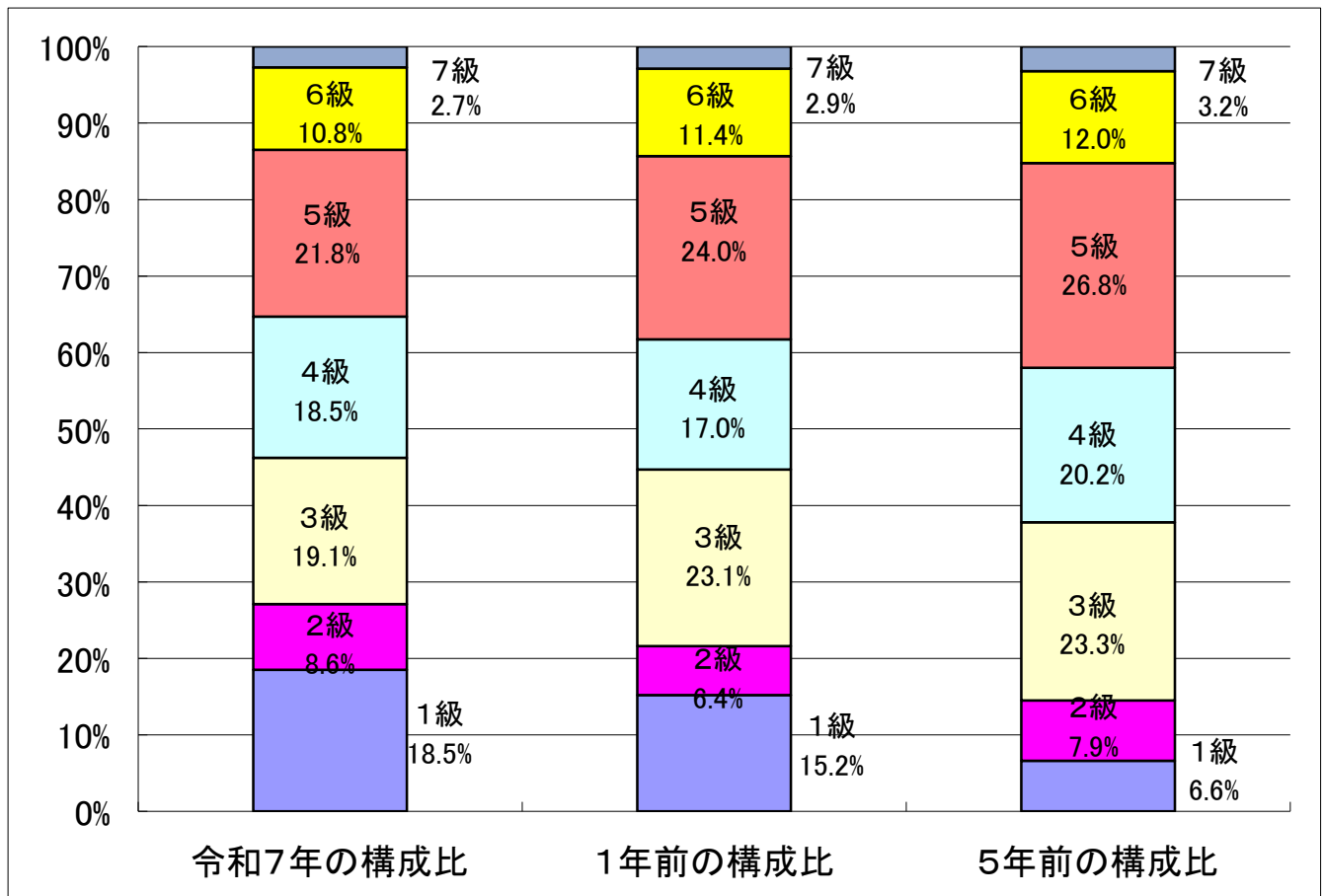
（注）該当職員がない階層は空欄としています。また、該当職員が3人以下の場合も個人情報保護の観点から空欄としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

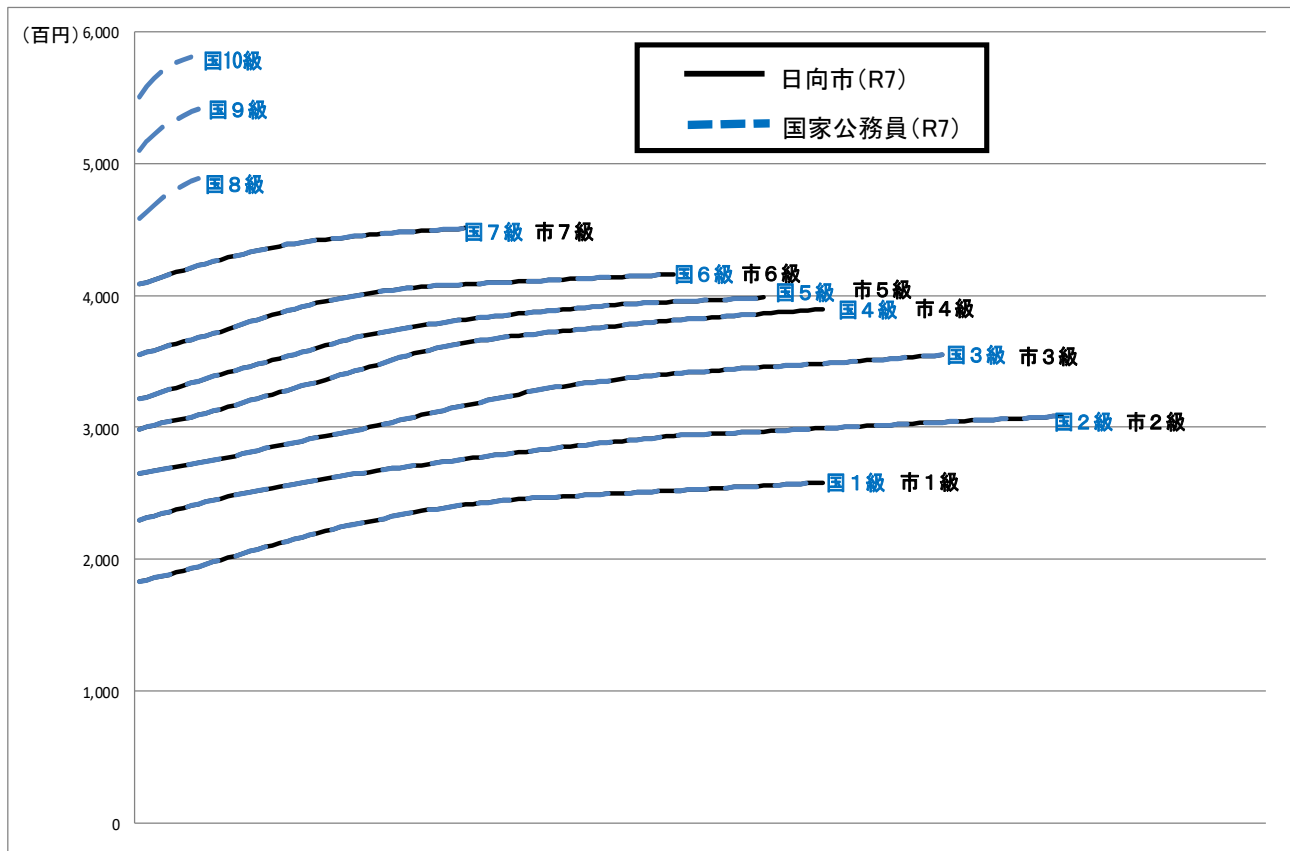
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人 67	% 18.5%	円 183,500	円 258,100
2 級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	人 31	% 8.6%	円 230,000	円 308,500
3 級	主任主事及び主任技師の職務	人 69	% 19.1%	円 265,300	円 354,700
4 級	係長及び主査並びに高度な知識及び経験を必要とする業務を行う主任主事及び主任技師の職務	人 67	% 18.5%	円 298,800	円 386,100
5 級	課長補佐及び副主幹並びに専門幹の職務	人 79	% 21.8%	円 321,300	円 398,200
6 級	課長の職務及び主幹の職務	人 39	% 10.8%	円 355,200	円 415,700
7 級	部長の職務	人 10	% 2.7%	円 408,300	円 450,900

- (注) 1 日向市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



昇 給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況（日向市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分		○	○	○	○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日 向 市	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,656 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(日向市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

日 向 市	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)
1人あたり平均支給額 14,664 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)			3,276 千 円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)			1,092,308 円
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数(令和6年度)	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
2級地(医師)	16 %	2 人	16 %
地域手当補正後のラスパイレース指数			99.0
(ラスパイレース指数)			99.0

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		4,789 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		55,046 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		16.1 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
救急出動手当	消防職員	救急業務に出動し、患者を医療機関等へ搬送し、又は現場において応急措置を実施した場合	2,367千円	1回につき200円
夜間特殊勤務手当	消防職員	交代勤務を正規の勤務時間としている者が、午後10時から翌日の午前5時までの間に通信受付勤務等の深夜勤務に従事した場合(上記時間内において、通信受付勤務等2以上の勤務に従事しても1勤務とみなす。)	2,628千円	1勤務につき650円
医師手当	医師	医師が手術、診察等の業務に従事した場合	24,754千円	1月につき給料月額の 院長 100分の180 副院長 100分の150 医師 100分の130
看護師手当	看護師	看護師が看護の業務に従事した場合	276千円	看護師長 1月につき4,000円 看護師 1月につき2,000円
放射線技師手当	放射線技師	放射線技師が放射線を照射する業務に直接従事した場合	180千円	1月につき 15,000円
理学療法士手当	理学療法士	理学療法士が理学療法の業務に従事した場合	180千円	1月につき 15,000円
夜間看護等手当	看護師	交替勤務看護師等が、深夜の全部を含む時間に勤務に従事した場合	—	1勤務につき 6,800円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち4時間以上を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 3,300円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間以上4時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,900円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	172,574 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	319 千円
支給実績（令和5年度決算）	173,226 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	326 千円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同		62,347 千円	250,390 円
住居手当	月額家賃27,000円以下の場合、「家賃－16,000円」 月額家賃27,000円を超え、61,000円未満の場合、「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」 月額家賃61,000円以上の場合、「28,000円」	同		39,951 千円	287,417 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		24,135 千円	70,160 円
管理職手当	部長 75,000円 課長 50,000円 主幹、支所長等 30,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	36,673 千円	632,293 円

5 特別職等の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	865,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(円)	1,064,000 円／	686,000 円
	副 市 長	692,000 円	879,000 円／	623,500 円
		(円)		
報 酬	議 長	433,000 円	629,000 円／	376,900 円
	副 議 長	379,000 円	575,000 円／	309,700 円
	議 員	358,000 円	522,000 円／	286,600 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.45	月 分	
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.45	月 分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月 額×50/100×在職期間の月数	2,076 万円	任期毎
	副 市 長	給料月 額×35/100×在職期間の月数	1,163 万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1. 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

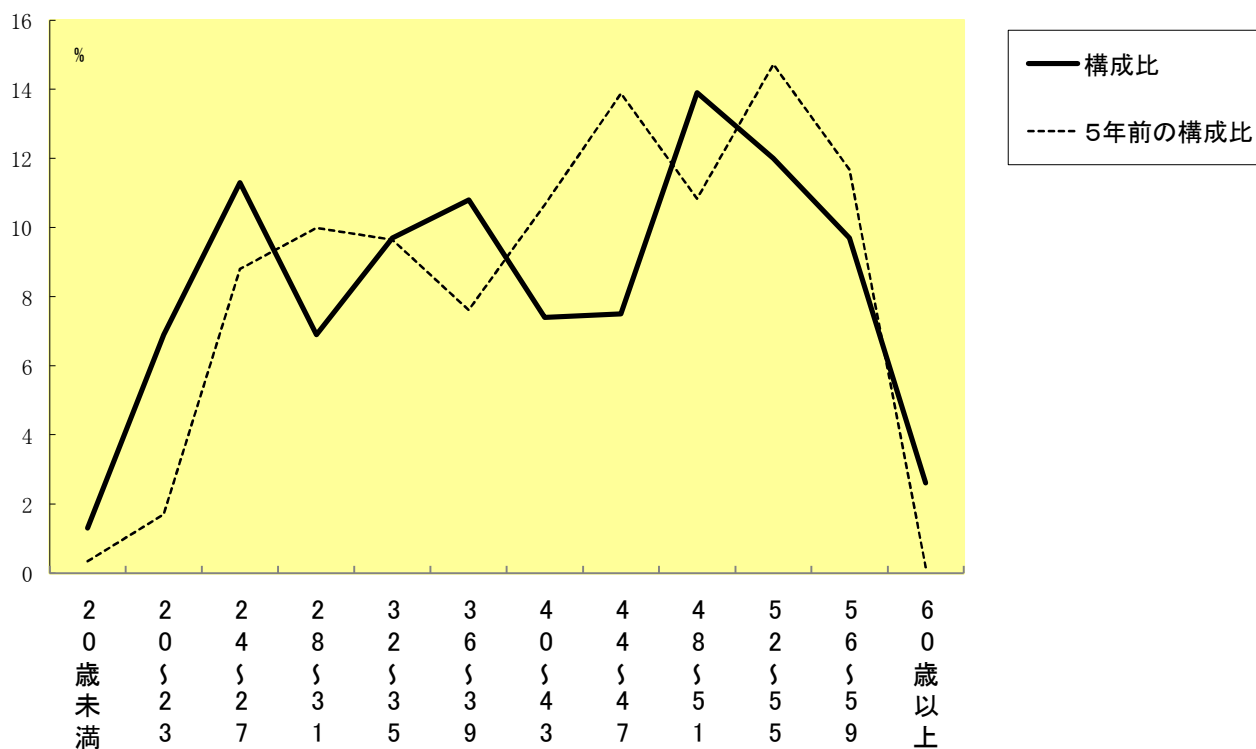
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	117	134	17	
	税務	27	27	0	
	農林水産	33	34	1	
	商工	26	25	-1	
	土木	56	57	1	
	民生	88	90	2	
	衛生	36	36	0	
	計	389	409	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.27 人)
	教育部門	56	46	-10	
普通会計部門	消防部門	88	87	-1	
	小 計	533	542	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.32 人)
会計部門等公営企業	診療所	16	18	2	
	水道	14	14	0	
	下水道	10	9	-1	
	その他	26	27	1	
	小 計	66	68	2	
合 計		599	610	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.45 人
		[623]	[623]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	42人	69人	42人	59人	66人	45人	46人	85人	73人	59人	16人	610人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	367	380	378	384	389	409	42 [11.4 %]
教 育	60	58	60	56	56	46	-14 [-23.3 %]
消 防	83	86	91	91	88	87	4 [4.8 %]
普通会計計	510	524	529	531	533	542	32 [6.3 %]
公 営 企 業 等 会 計 計	73	71	71	70	66	68	-5 [-6.8 %]
総合計	583	595	600	601	599	610	27 [4.6 %]

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,076,119	千円 346,169	千円 91,980	% 8.5	% 9.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円 5,692
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和 6年度	人 16	千円 60,384	千円 6,769	千円 24,827	千円 91,980	千円 5,749	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (給料+扶養手当+調整手当)	平均月収額
日 向 市	40.4 歳	337,686 円	507,079 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	1,420 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)	89 千円
支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	3,164 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	186 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同		3,090 千円	309,000 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃12,000円を超えるものに限り) 家賃27,000円以下「家賃－16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		752 千円	375,750 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		582 千円	44,438 円
管理職手当	部長 75,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	900 千円	900,000 円

(2) 下水道事業・農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,285,091	千円 284,424	千円 55,030	% 4.3	% 4.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円 5,471
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和 6年度	人 10	千円 42,100	千円 2,713	千円 16,643	千円 61,456	千円 6,146	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給 (給料+扶養手当+調 整手当)	平均月収額
日 向 市	39.7 歳	359,083 円	509,984 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,664 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,561 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	1,087 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)	109 千円
支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	1,001 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	91 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同		1,404 千円	234,000 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃12,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃－16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		558 千円	279,000 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		407 千円	58,143 円
管理職手当	課長 50,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	600 千円	600,000 円

《職員の福祉及び利益の保護の状況》

地方公務員法には、職員の生活や身分を安定させることにより公務能率の維持・増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うため、厚生福利制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する審査請求制度が定められています。

また、労働安全衛生法において、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することが定められています。

日向市における職員の福祉及び利益の保護の状況については、次のとおりです。

(1) 職員の安全衛生管理

①安全衛生管理体制

労働安全衛生法に基づき、総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医等の選任及び安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生の円滑な推進に努めています。

②健康診断等の実施

労働安全衛生法に基づき、職員の健康を保持するため、全職員対象の定期健康診断及び特殊業務に従事する職員の特別健康診断を実施しています。

(2) 厚生制度

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を計画し、職員のための任意の互助組織である「日向市職員互助会」が福利厚生事業を実施しています。

この福利厚生事業は、市からの交付金と会員（職員）の負担する互助会費により実施しており、令和7年度決算及び令和8年度予算の状況は、以下のとおりとなります。

このほか、会費のみで実施している事業として、冠婚葬祭等に係る給付、相互親睦事業等があります。

◆令和7年度日向市職員互助会福利厚生事業決算（令和8年3月31日現在の会員数 621名）

【歳入】

（単位：円）

項	目	予 算 額			収入済額	予算現額と収入済額との差額	備 考
		当初予算額	補正額	計			
1. 交付金	1. 運営交付金	4,200,000	0	4,200,000	4,200,000	0	市からの交付金
2. 繰入金	1. 会費等繰入金	2,150,000	0	2,150,000	1,055,605	▲1,094,395	互助会費より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	0	0	
4. 雑入	1. 預金利子	1,000	0	1,000	1,106	106	
	2. 雑入	1,000	0	1,000	3,181	2,181	出資配当金
合 計		6,352,000	0	6,352,000	5,259,892	▲1,092,108	

【歳出】

(単位：円)

項	目	予 算 額			支出済額	予算現額と 支出済額と の差額	備 考
		当初予算額	補正額	計			
1. 給付金	1. 人 間 ドック 助 成	6,300,000	0	6,300,000	5,236,000	1,064,000	283 名
2. 事務費	1. 事務費	52,000	0	52,000	23,892	28,108	振込手数料
合 計		6,352,000	0	6,352,000	5,259,892	1,092,108	

収入済合計額 支出済合計額 次年度繰越額
 5,259,892 円 5,259,892 円 = 0 円

◆令和8年度日向市職員互助会福利厚生事業予算（令和8年4月1日現在の会員数 618 名）

【歳入】

(単位：円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1. 交付金	1. 運 営 交 付 金	4,200,000	4,200,000	0	市交付金
2. 繰入金	1. 会 費 繰 入 金	2,150,000	2,150,000	0	互助会費より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	
4. 雑 入	1. 預 金 利 子	1,000	1,000	0	
	2. 雑 入	1,000	1,000	0	
合 計		6,352,000	6,352,000	0	

※市からの交付金の職員（会員）1人あたりの予算額は、約 6,796 円となります。

【歳出】

(単位：円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1. 交付金	1. 人間ドック助成	6,300,000	6,300,000	0	
2. 事務費	1. 事 務 費	52,000	52,000	0	振込手数料
合 計		6,352,000	6,352,000	0	

※市からの交付金の使途は、会員の人間ドック助成のみとしています。

(3) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

宮崎県では「宮崎県市町村職員共済組合」が実施主体となって、県内市町村職員の共済制度を運用しており、大きく分けて 3 つの事業を行っています。

①職員（組合員本人）とその家族（被扶養者）の病気・ケガ・出産・死亡等に対して

必要な給付を行う「短期給付事業」、②職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、③健康の保持増進事業や住宅建築資金等の貸付けなどを行う「福祉事業」です。

共済組合の事業運営費用は、組合員（職員）の掛金と、使用者（市町村）の負担金によって賄われており、職員と市町村の負担比率はおおむね1対1になっています。

なお、令和8年4月1日現在の日向市の負担率は、下表のとおりです。

	月額及び期末手当等に対する率
短期給付	50.90 /1000
子ども・子育て支援納付金	1.15 /1000
介護保険	8.15 /1000
長期給付	138.9869 /1000
福祉事業	2.15 /1000

※令和8年4月1日から、子ども・子育て支援金制度が開始されました。

支援金に係る掛金及び負担金は、短期給付等と同様の方法により算定・徴収され、国に納付されます。

（4）公務災害補償制度

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

再 就 職 先 一 覧

令和7年度に退職した管理職退職者の再就職先は次のとおりです。

氏 名	役職定年または 退職時の役職名	退職年月日	再就職先の名称	再就職先の役職	再就職日
若藤 公生	農林水産部長	令和8年3月31日	日向市	再任用職員	令和8年4月1日
大坪 真司	上下水道局長	令和8年3月31日	日向市	再任用職員	令和8年4月1日
中野 格	総合政策課 地域コミュニティ課長	令和8年3月31日	自営業（農業）		令和8年4月1日
多田 好太郎	福祉部 福祉課長	令和8年3月31日	社会福祉法人 浩和会 白浜学園	生活支援員	令和8年7月1日
松永 琢己	監査委員事務局長	令和8年3月31日	日向市	再任用職員	令和8年4月1日